

次ページに 注 マークについて、より詳しく見るができます

<労務> 令和6年10月から短時間労働者の

社会保険の適用範囲が 広がります



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2685 担当 高野・川邊 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面セミナー形式にて開催

令和6年6月21日(金) 時間:10:00~11:30 会場:パートナーズPLAZA

内容『治療と仕事の両立支援～従業員を辞めさせないためにできること～』

講師:HANAメンタルマネジメント 大崎華子先生

治療と仕事の両立への支援をどのように進めればよいのか…イメージをして準備をしましょう。

『令和 6 年 10 月から短時間労働者の社会保険の適用範囲が広がります』

注) 現在、**厚生年金保険の被保険者数が【101 人以上の企業】**で週 20 時間以上の短時間労働者(パート・アルバイト)は、厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入範囲がさらに広がり、令和 6 年 10 月から**厚生年金保険の被保険者数が【51 人以上の企業】**で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

○以下の(1)から(4)までの 4 つの要件を満たす短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

(1) 週の所定労働時間が 20 時間以上であること。

週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間のことです。

(2) 所定内賃金が月額 8.8 万円以上であること。

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8 万円以上である必要

があります。

(3) 学生でないこと。

ただし、卒業見込証明書のある方で、卒業前に就職し、卒業後も同じ事業所に勤務する方・休学中の方・大学の夜間学部または高等学校の夜間などの定時制の課程の方などは被保険者となります。

(4) 2か月を超える雇用の見込みがあること。

該当の労働者への説明等を含めてあらかじめ準備を行いましょう。

詳しくは専門家へご相談ください。